

次世代育成支援対策推進法に基づく(医)信和会の行動計画

1. 計画期間

令和4年9月1日～令和6年8月31日

2. 目標

- ① 子育て労働者の両立支援の為に院内体制を整備する
- ② ワークライフバランス構築に向け、職員一人当たりの有給休暇取得率を90%以上とする

3. 対策と実施時期

- ① 令和4年9月～電子カルテシステム等の導入により、業務の効率化、労働時間の削減、業務代替者育成を図る
令和5年9月～全職員のシステム完全修得及び業務代替体制の定着化
- ② 令和4年9月～毎月の有給休暇取得率のデータ化と部署ごとの取得率向上計画策定
令和5年9月～計画実施状況の評価及び改善取組み

<次世代育成支援対策推進法とは・・・>

- 次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備する為に、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されている法律です。
- この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、公表、周知をするとともに、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。

令和4年8月19日
医療法人信和会 高嶺病院
事務長 田中 泰治